

低入札価格調査基準価格の算定方法についての留意事項

(1) 『工事費の内訳からの算定』を行う。

- ①直接工事費×0.95 (1 円未満切り捨て)
(建築工事・設備工事の場合は直接工事費×0.95×0.95) (1 円未満切り捨て)
- ②共通仮設費×0.90 (1 円未満切り捨て)
- ③現場管理費相当額×0.80 (1 円未満切り捨て)
- ④一般管理費等×0.55 (1 円未満切り捨て)

→ ①～④の合計金額を計算。

(2) 『低入札価格調査基準価格の設定範囲』を計算する。

[上限額] 予定価格 (税抜) ×0.90 (1 円未満の端数を切り捨て)

[下限額] 予定価格 (税抜) ×0.70 (1 円未満の端数を切り捨て)

(3) 『(1) の合計金額が (2) の設定範囲内にあるかチェック』を行う。

- (1) の合計金額が (2) の設定範囲内にある場合は
(1) の合計金額を適用し、1 万円未満の端数を切り捨てる。
- (1) の合計金額が (2) の上限額を超える場合は
(2) の上限額を適用し、1 万円未満の端数を切り捨てる。
- (1) の合計金額が (2) の下限額に満たない場合は
(2) の下限額を適用し、1 万円未満の端数を切り捨てる。

(4) 『低入札価格調査基準価格 (税抜)』の決定

(3) で算出した価格を調査基準価格 (税抜) とし、入札書比較価格とする。

(5) 『低入札価格調査基準価格 (税込)』の決定

(4) で算出した価格に 1.08 を乗じたものを調査基準価格 (税込) とする。